

令和2年 第3回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和2年 第3回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和2年3月19日(木)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和2年3月19日 午前9時30分				
	閉会	令和2年3月19日 午前11時10分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	道山 幸治	○	11	萩迫 修作	○
	2	矢野 博	○	12	山迫 洋一	○
	3	井久保 久男	○	13	吉野 寅三	○
	4	山下 昭一	○	14	坂元 正人	○
	5	立山 富士雄	○	15	福岡 裕幸	○
	6	神宮司 順子	○	16	立迫 眞由美	○
	7	吉國 敏郎	○	17	長岡 耕二	×
	8	永屋 哲郎	○	18	坂中 則雄	○
	9	宮脇 勇	○	19	上野 克比古	○
	10	宮脇 茂樹	○	20	隈元 健二	○
会議録署名委員	席番12番	山迫 洋一	席番13番	吉野 寅三		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	公務欠席	次長兼農地係長	高迫		
	主幹兼農地係長	佐々木	農地係長	圖師		
	主任主査	永野	主任主査	中尾		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實		9	小園 義行	
2	樽野 利秋		10	欠 員	—
3	白坂 正治		11	池袋 良子	○
4	諏訪 光一		12	永田 勇人	
5	池添 昭一		13	脇田 祐二	
6	熊野 廉太郎		14	橋口 美一	
7	原田 純一		15	中之内 瑞穂	
8	田尾 昭三		16	大原 雅隆	

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 15 号 買受適格証明願の承認について</p> <p>議案第 16 号 農地転用事業計画変更申請の承認について</p> <p>議案第 17 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 19 号 非農地証明願の承認について</p> <p>議案第 20 号 農用地利用集積計画決定について</p> <p>議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名 について</p> <p>議案第 22 号 農業委員会活動の令和元年度の目標及びその 達成に向けた活動の点検・評価について</p> <p>議案第 23 号 農業委員会活動の令和 2 年度の目標及びその達成に 向けた活動計画について</p> <p>議案第 24 号 非農地通知に係る対象農地の承認について</p>
-----------------------	---

議長	山下	<p>ただいまから、令和2年第3回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番12番、山迫委員と、席番13番、吉野委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、あっせんの経過につきまして、坂元委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	坂元	<p>あっせん活動中の報告をいたします。〇〇さん分につきましては2筆ありますが、1筆につきましては、値段交渉に入っておりますがかなり難航しております。もう1筆につきましては、まだまだ売り先も見当たらず、難しい物件ということではありますが、引き続きあっせん活動に頑張りたいと思います。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。次に、永屋委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	永屋	<p>報告をします。売値と買値の開きがかなりあったのですが、先日なんとかまとまりそうになりました。来月は、報告できると思います。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。次に、井久保委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	井久保	<p>はい、農業経営基盤強化促進法あっせん活動中の報告を行います。令和2年1月21日に指名を受けた農用地等のあっせんで、3月17日に交渉が成立しました。来月は、あっせん成立の報告予定です。以上です。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。次に、矢野委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	矢野	<p>あっせんが成立いたしましたので報告いたします。私と田尾委員と二人で行いました。譲渡者は、〇〇さんです。場所が3箇所ありましてそれぞれ譲受者は、別々な方となっております。まず、地番 有明町蓬原字逆水4005番地 田 1005㎡ですが、譲受者が、〇〇さんで認定農業者です。10</p>

<p>議長 山下</p>	<p>アール当たり 30 万ということで決定いたしました。それから、有明町野井倉字上苑上 5423 と 5424 番 田で 986 と 974 m²です。譲受者は、〇〇さんで認定農業者であります。売買価格は、10 アール当たり 40 万円です。それからもう一件、有明町野井倉字横堀 5475 の 1 田で 1,016 m²です。譲受者は、〇〇さんで、同じく認定農業者です。</p> <p>売買価格は、10 アール当たり 40 万円でした。以上、報告終わります。</p> <p>はい、ご苦労さまでございました。次に、私の関係分について、報告いたします。</p> <p>3月5日、令和元年度第2回定例理事会及び3月定例常設審議委員会がマリンパレスで開催されました。</p> <p>次に、日程第4、議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請についてですが、日程第5、議案第15号、買受適格証明願の承認について、申請人の出席のため、先に審議をしたいと思います、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。それでは、日程第5、議案第15号、買受適格証明願の承認についてを議題といたします。11 ページ、番号1番を審議いたします。</p> <p>番号1番は、申請人が市外住民であるため、本日の総会に、申請人であります 〇〇さんの出席を要請してございます。〇〇さんの、入室を許可いたします。</p>
<p>会場</p>	<p>(〇〇氏 入室)</p>
<p>係長 圖師</p>	<p>事務局で説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第15号、買受適格証明願いの承認について、番号1番をご説明申しあげます。議案書は、11 ページです。</p> <p>申請人は、曾於郡大崎町野方にお住まいの、〇〇さんです。申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が4筆で7,943 m²です。〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではありませんでしたので、本日出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、有明町伊崎田の字尾交差点から、広域農道、市道 鍋・字尾1号線を大崎方面に740m進み左折、さらに300</p>

		<p>m進んで右折し 85mのところにあります。〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 6 ページのとおりでございます。</p> <p>以上のことより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため買受適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>以上で、番号 1 番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、それでは、番号 1 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
委員	隈元	<p>今現在、畑もありますけども、今何を作られていらっしゃるのですか。</p>
農業者		<p>果樹レモン栽培をしております。</p>
委員	隈元	<p>今後、この畑を買われた後も果樹レモンを作付される予定ですか。</p>
農業者		<p>そうです。</p>
委員	隈元	<p>ここは、自宅からどのくらいかかりますか。</p>
農業者		<p>20 分ぐらいです。</p>
委員	隈元	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
議長	山下	<p>よろしいでしょうか。他にございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、ここで、〇〇さんには、退席を お願ひ いたします。お忙しいところ、ありがとうございます。</p>
会場		<p>(〇〇氏 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号 2 番を審議いたします。道山委員説明をお願いいたします。</p>
委員	道山	<p>それでは、番号 2 番を報告いたします。申請人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載の通りでございます。場所でございますけれども 3 筆ございまして、現地調査した順番に申していきたいと思ひます。まず、志布志町帖 4138 番地から説明をいたします。この場所につきましては、市道昭和・弓場ケ尾線を JA そお鹿児島島の志布志支店から、弓場ケ尾方向へ進みますと、有川自動車は左手に出てまいりますけれども、その前を右折して南東へ直線で 950mの所でございまして、次に、4139 番 1 の畑は、その隣接地でございまして、</p>

		<p>3901 番地 1 につきましては、そこから北西へ直線で 700m のところに位置いたします。本人宅からは、10 分のところでございます。</p> <p>〇〇さんは、現在 10 人の従業員を雇用して、甘藷・大根・芝を主に栽培しております。申請地には、甘藷と大根を作付けすることでありました。また、トラクター 10 台・甘藷掘り取り機・農業用貨物車を保有しております。</p> <p>以上のことによりまして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため買受適格者と思われまます。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号 3 番を審議いたします。吉國委員説明をお願いいたします。</p>
委員	吉國	<p>番号 3 番を報告いたします。申請人は、有明町蓬原にお住まいの株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんでございます。申請地は、議案書に記載されているとおりでございます。申請地の場所は、県道柿ノ木・志布志線沿いの尾野見郵便局から泰野方向へ約 350m 進んだところの東側 100m ぐらいのところに尾野見 18 の 3 があります。そこからさらに約 900m 進んだところ宮下入口の三叉路南東側 300 m の範囲に泰野 2793-1 2807-3 2807-4 2813 2813-1 の 5 筆が北西側 200m ぐらいのところに泰野 2885 の 2 があります。そこからさらに約 350m 進んだところに山口製茶の茶工場がありますが、その南側隣接地に泰野 2868-1 が、北側 100m ぐらいのところに泰野 2739-2 2739-10 の 2 筆が、北側 800m ぐらいのところに、泰野 2166-2 2166-3 2166-4 の 3 筆があります。山口製茶からさらに 1.5 km 進んだところの泰野郵便局があり、その交差点を左折し、畑村釘集落方向へ約 1.3 km 進んだところ東側 150m の所に、泰野 3618-1 がありそこから奥に 800m ぐらい進んだところ、道路沿いの右手に泰野 3993-1 3994-1 の 2 筆があります。また、志布志町帖の 3 筆については、先ほど番号 2 で道山委員が説明した場所と同じでございます。</p>

		<p>法人事務所から車で30分のところにあります。〇〇さんは、農地所有適格法人で代表者と家族で茶を栽培しており、申請地にも、茶を栽培する予定のことだそうです。また、トラクター1台・耕運機1台を保有しております。主に、抹茶ドリンク用のお茶リーフ用のお茶を作っておられるそうです。</p> <p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため買受適格者と思われます。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第15号、買受適格証明願の承認については、買受適格証明書を発行することに決定をいたしました。</p> <p>ここで、お諮りいたします。</p> <p>買受適格者が決定され、農地法第3条の許可申請があったときには、会長権限により農地法第3条の許可証を発行することに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしということでございますので、そのように取り扱いさせていただきます。</p> <p>次に、日程第4、議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。今回は、9件の申請でございます。</p> <p>まず、6ページ、番号19番を審議いたします。事務局で説明をお願いいたします。</p>
係長	圖師	<p>それでは議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請の番号19番について説明申しあげます。議案書は、6ページです。まず、譲渡人は有明町野井倉にお住まいの〇〇さん86歳で、譲受人は大崎町横瀬にお住まいの〇〇さん61歳です。</p> <p>申請地は、記載されておりますとおりでございますが、田が2筆で1,945平方メートルです。〇〇さんと〇〇さんの親族間による贈与、受贈である</p>

		<p>ため、本日はお呼びしておりません。今回の申請地の場所でございますが、肆部合交差点から市道吉村・押切線を南に 300m 進んで右折し、さらに 100 m 先を左折、40m 進んだ左手に 1 筆、さらに 50m 進んだ左手に 1 筆あります。〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 5 ページのとおりでございます。申請地には水稻を作付けしていくとの事であります。通作距離は自宅から車で 10 分以内との事です。申請事由は譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でございます。</p> <p>以上のことより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>以上で、番号 19 番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。次に、番号 20 番を審議いたします。道山委員説明をお願いいたします。</p>
委員	道山	<p>会長より依頼のありました 20 番を報告いたします。譲渡人は、志布志町内之倉〇〇番地森山自治会にお住まいの〇〇さんです。譲受人も同じく、志布志町内之倉〇〇番地〇の森山自治会にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載の通りでございます。場所でございますけれども、県道 65 号南之郷・志布志線を、志布志から森山方面へ進みますと、内之倉郵便局が出て参りますけれども、その内之倉郵便局の手前を、左折いたしまして西へ直進して 1.5 km の所でございます。本人宅からは、3 km の所にあります。〇〇さんは、妻と二人で、キャベツ・甘藷を主に栽培しております。申請地にも、キャベツを作付けするということでございました。また、トラクター 4 台・移植機・軽トラを保有しております。</p> <p>以上のことより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまますので、ご審議方よろしくお願ひします。終わります。</p>

議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、7ページ、番号 21 番を審議いたします。萩迫委員説明をお願いいたします。
委員	萩迫	<p>会長より依頼のありました番号 21 について報告いたします。譲渡人は、都城市蓑原町〇〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町伊崎田黒葛自治会にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されているとおりです。申請地の場所ですが、高規格道路の有明北インターから、岩川方向へ約 500m 行きますと黒葛自治会入口がございます。その入口から 100m 行った所に、4300-4 と 4300-6 の畑がありまして、そこからまた北方向へ約 250m いったところに 4359-1 があります。また、そこから南の方へ 100m 行った所に 4346-1 と 4353-1 の畑があります。また、そこから南へ 200 m のところに 4393-1 の畑があります。そこからまた 600 m ほど行ったところに 4085-1 の田があります。本人宅からは、約 5 分のところにあります。〇〇さんは、認定農業者でありまして、お茶の生葉生産農家で申請地には、以前から〇〇さんが小作として作付しておりました。田んぼの方は、普通作を作る予定のことでした。また、お茶の機械は一通りありまして、トラクター1台保有されております。</p> <p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。ご審議方よろしくお願ひします。終わります。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 22 番を審議いたします。吉國委員説明をお願いいたします。

委員	吉國	<p>番号 22 番を報告いたします。譲渡人は、有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は、有明町蓬原にお住まいの〇〇有限会社〇〇さんでございます。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、伊崎田中野公民館から北へ 1.5 km 行った野中さんのハウスのところを、左へ 100 m ぐらい行ったところでございます。奥の奥でした。法人事務所から車で 30 分ぐらいのところにあります。〇〇さんは、農地所有適格法人で代表者と役員 7 人で茶を栽培しており、申請地にもお茶を作付けする予定だそうです。また、トラクター 2 台・摘採機 12 台・防除機 4 台・車を 29 台を保有しており、現在茶を 96 町 4 反ほど栽培されているところでございます。</p> <p>以上のことより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、8 ページ、番号 23 番を審議いたします。上野委員説明をお願いいたします。
委員	上野	<p>会長より依頼のありました番号 23 を報告いたします。譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地にお住いの〇〇さんです。譲受人は、有明町野井倉〇〇番地にお住いの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、本所正門を南の方に約 400m 行った右側に〇〇さんの倉庫がありますが、その倉庫の横を 50m 行った所の右側でございます。法人事務所からは約 1 km の所にあります。〇〇さんは、農地所有適格法人代表者であり、夫婦子供 2 人・従業員 4 名で、主に水稻・甘藷・大根・人参・キャベツを栽培しております。申請地には、甘藷を作付けする予定ということでございます。また、農機具につきましては、トラクター 10 台・田植え機 2 台・コンバイン 3 台・管理機 6 台を保有しております。</p>

		<p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひします。以上です。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号24番を審議いたします。坂中委員説明をお願いいたします。</p>
委員	坂中	<p>会長より依頼のありました番号24を報告いたします。譲渡人は、茨城県牛久市刈谷町〇丁目〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町蓬原〇〇番地〇にお住いの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道513号宮ヶ原・大崎線沿いの蓬原小学校から大崎方面へ400m進んだ交差点を左側に60m進んだ譲受人宅前にあります。〇〇さんは、妻と後継者3人で生産牛36頭・飼料3.9haを作付ける畜産農家です。申請地には、既に飼料を作付けしてありました。また、トラクター5台・軽トラック1台・2tダンプ1台を保有しています</p> <p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われるので、ご審議方よろしくお願ひします。終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号25番を審議いたします。立迫委員説明をお願いいたします。</p>
委員	立迫	<p>会長より依頼のありました番号25を報告いたします。譲渡人は、有明町野神東原東集落にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、同じ東原東集落にお</p>

		<p>住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所ですが、野神校区にコンビニファミリーマートがあります。そこから北へ800m 行くとお茶の堀口園がありまして、そこを右折しさらに500m 行った所にあります。本人の茶工場の後ろになります。本人宅からは、徒歩1分のところにありました。〇〇さんは、認定農業者であり妻と息子の3人でお茶を栽培しています。申請地には、自己消費用の茶園を作付けするとのことです。また、茶管理機一式と茶工場を保有しています。</p> <p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	次に、9ページ、番号26番を審議いたします。永屋委員説明をお願いいたします。
委員	永屋	<p>会長より依頼のありました番号26を報告します。譲渡人は、千葉県八千代市八千代台東〇丁目〇〇番〇〇号にお住いの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町野神稲荷下にお住いの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、有明町野神のファミリーマート野神から、曾於街道を松山方向へ2km ほど行くと曾於地区森林組合があります。そこから右へカーブするのですけれども、曾於街道を外れてまっすぐ行って150m ほど行った右側になります。本人宅から100m のところにあります。〇〇さんは、夫と二人で水稻や野菜を主に栽培しており、申請地にも野菜を作付けする予定とのことです。また、トラクター1台を保有されております。</p> <p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。

会場	委員	いませんか。
議長	山下	(会場 なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	次に、番号 27 番を審議いたします。限元委員説明をお願いいたします。
委員	限元	会長より依頼のありました番号 27 を報告します。譲渡人は、松山町泰野〇〇番地にお住いの〇〇さんで、譲受人は、松山町尾野見〇〇番地〇にお住いの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されている通りで、申請地の場所が、松山町泰野と新橋の境目に半下石建設がありますがそこから西へ 2 kmほど行きますと、川路自治会の原口商店があり、そこから南へ 400 m 行き左へ道なりに 400m 行ったところです。この畑は、〇〇さんの畑と一枚畑になっているところです。本人宅からは 10 分のところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり夫婦・常時雇用 4 人で甘藷・キャベツ・ジャガイモを栽培しており、申請地には、ジャガイモが作付けされていました。また、トラクター 5 台・トラック 3 台を保有しています。
議長	山下	以上のことより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ので、ご審議方よろしくお願ひします。報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めま。よって日程第 4、議案第 14 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。
委員	宮脇 勇	次に日程第 6、議案第 16 号、農地転用事業計画変更申請の承認についてを議題といたします。 13 ページ、番号 4 番を審議いたします。現地を調査された、宮脇 勇委員の 報告をお願いいたします。
委員	宮脇 勇	それでは、議案第 16 号番号 4 番について報告いたします。調査日は 3

		<p>月 4 日 調査員は、神宮司委員・池袋推進委員と私宮脇です。委員会から 2 名でした。総会資料は、8 ページから 11 ページを見てください。申請人は、東京都中央区日本橋〇丁〇番〇号にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さん他 3 名でした。申請地の地番・地目・面積はそれぞれ議案書に記載の通りです。場所は、国道 220 号線を志布志から鹿屋方向へ向かいますと、尚志館高校があります。その前の交差点を過ぎた左手にファミリーマートがありますがその南東側です。今回の事業計画変更は、パチンコ店舗・コンビニエンスストア店舗及びその駐車場を建設するために、平成 30 年 12 月 26 日付けで農地法第 5 条を受けましたが、その後、隣接する 2 筆についても一体的に利用することになったため、事業用用地を当該部分まで拡張すると事業変更を行うこととなったところです。周辺の状況は、北側は宅地・東側は田・南側は公衆道路・西側は雑種地です。申請地の農地区分は、都市計画区域の用途が定められた区域内にあるため、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更を認めても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。変更を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 6、議案第 16 号、農地転用事業計画変更申請の承認については、変更を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 7、議案第 17 号、農地法第 4 条の規定による 許可申請についてを 議題といたします。17 ページ、番号 4 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、立迫委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	立迫	<p>議案第 17 号番号 4 番について報告します。総会資料は 12 ページから 15 ページになります。始末書が添付されています。調査日は 3 月 4 日 調査員は、井久保委員と私立立迫事務局より 1 名でした。申請人は、有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さん</p>

		<p>でした。申請地は、有明町伊崎田字奈良ケ原 8848-1 です。地目は畑、面積は、500 m²の内 87 m²です。場所は、志布志市立伊崎田小学校の校門があります。その隣に消防署の詰所があり、その詰所の右隣に位置します。有明本庁より北へ約 4 km の位置です。転用目的は、店舗兼住宅です。周囲の状況は、北側は学校用地・東側は宅地・南側は公衆道路・西側は宅地です。敷地等の雨水は、県道沿いの側溝に流すということです。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 7、議案第 17 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに 決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第 8、議案第 18 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。最初に、19 ページ、番号 14 番を審議いたします。現地を調査された立迫委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	立迫	<p>議案第 18 号番号 14 番について報告します。総会資料は、16 ページから 18 ページです。調査日は、3 月 4 日調査員は、井久保委員と私立立迫事務局より 1 名でした。譲渡人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地は、先ほど 4 条で申し上げました有明町伊崎田字奈良ケ原 8848-1 です。地目は畑、面積は、500 m²の内 412 m²です。場所は、志布志・福山線沿いにある伊崎田小学校校門の東側に消防署詰所があります。その隣に位置します。転用目的は、一般住宅です。周囲の状況は、北側は学校用地・東側は宅地・南側は公衆道路・西側は宅地です。排水は、生活用水は合併浄化槽に流すということ</p>

		<p>で、敷地内の雨水等は県道沿いの側溝に流します。その他の指導内容といましては、住宅の前が学童の通路に面するので車の出入り口の作り方を注意するように指導しました。</p> <p>農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
委員	隈元	<p>先ほど4条のところ、面積が87㎡の除外で、5条では、412㎡ですね、合計すると1㎡合わないのですがどうしてですか。</p>
主任主査	永野	<p>登記上は500㎡ジャストなのですけれども、今回4条申請と5条申請を分けて申請されるにあたりまして、実測したところの端数を含めればちょうど500㎡です。農地の登記が、端数を省くものですから1㎡の差が出ているところがございます。以上でございます。</p>
議長	山下	<p>他にございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号15番を審議いたします。現地を調査された宮脇 勇委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	宮脇 勇	<p>議案第18号番号15番について報告します。調査日は、3月4日です。調査員は神宮司委員・池袋推進委員と私です。事務局から2名です。総会資料は19ページから21ページをご覧ください。譲渡人は、志布志町内之倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、福岡県糸島市前原中央〇丁目〇番〇号にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇です。立会人は、〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等はそれぞれ議案書の記載の通りです。場所は、県道3号沿いの旧八野小学校現在は廃校の学校ですが、その方向へ向かいそこから市道八野線を馬庭地域の方へ行きます。馬庭地域の入り口に馬庭の看板がありますが、そこを右の方へ700m進むと三差路があります。その三差路を右手に向かって500m 行った所の突き当たり</p>

		<p>になります。転用目的は、太陽光発電です。周辺の状況は、北側は公衆道路・東側は山林・南側は山林・西側は畑です。排水は、西側との畑との境にブロックを積むとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号16番を審議いたします。同じく、現地を調査された宮脇 勇委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	宮脇 勇	<p>議案第18号番号16番について報告します。調査日は、3月4日です。調査員は先ほど言いました神宮司委員・池袋推進委員と私です。事務局から2名です。総会資料は22ページから25ページをご覧ください。譲渡人は2名で、静岡県浜松市東区植松町〇〇番地〇のお住いの〇〇さんと志布志町志布志〇丁目〇〇番〇号のお住いの〇〇さんです。譲受人は、東京都中央区日本橋〇丁目〇〇番〇号にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さん他3名でした。申請地の地番・地目・面積はそれぞれ議案書に記載の通りです。場所は、国道220号線を志布志から鹿屋方向へ向かい、尚志館高校前の信号機を過ぎて左手にファミリーマートがあります。その左手の奥の方です。転用目的は、店舗用地及び駐車場です。周辺の状況は、北側は雑種地・東側は田・南側は田・西側は田です。その他で造成が先に行われたため、始末書が添付されております。申請地の農地区分は、都市計画区域の用途が定められた区域内にあるため、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ</p>

会場	委員	<p>いませんか。</p> <p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、20 ページ、番号 17 番を審議いたします。現地を調査された神宮司委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	神宮司	<p>議案第 18 号番号 17 番について報告します。調査日は 3 月 4 日 調査員は、宮脇 勇委員・池袋委員と私神宮司でした。事務局から 2 名の同行がありました。総会資料 26 ページから 28 ページに記載してあります。譲渡人は 4 名の方がいらっしゃいます。志布志市松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さん 志布志町帖〇〇番〇にお住まいの〇〇さん 志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん始良市加治木町新生町〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんと息子さんの 2 名でした。申請地は、議案書に記載のとおりです。場所は、国道 220 号線沿いにあるファミリーマート安楽店前の臨港道路志布志港入口から 500 m ほど進んだ左側奥にある田 6 筆です。転用目的は、トラック駐車場です。周辺の状況は、北側は用悪水路・東側は用悪水路・南側は雑種地・西側は公衆道路です。排水は、北側から東側に用水路があり昨年まで作付けされた水稻の用水も現在は絞り水くらいしかなく切土盛土の手を加えられて用悪水路へ流すとのことです。面積が 3,000 m²を超えていますので開発許可等の関係が出てきますが、〇〇さん本人が、事前に直接県に確認されて手続きについては、必要ないと話を受けているそうです。親子で造成されることで近隣の方とも話し合いながら進めていきますと話されました。</p>
議長	山下	<p>申請地の農地区分は、都市計画区域の用途地域が定められた区域内にあるため、第 3 種農地の都市計画用途地域内に地域内農地に該当します。第 3 種農地は原則許可です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。</p> <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>

会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、21 ページ、番号 18 番を審議いたします。現地を調査された井久保委員の報告をお願いいたします。
委員	井久保	議案第 18 号番号 18 番について報告します。調査日は 3 月 4 日水曜日 調査員は、立迫委員と私井久保で事務局から 1 名の同行のもと調査しました。別添資料は 29 ページから 30 ページをご覧ください。譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇の〇〇株式会社代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんと〇〇株式会社専務の〇〇さんでした。申請地は、有明町野井倉字坂之上 8677 番地 2 で、地目は畑・面積は 919 m ² です。申請地の場所は、通山保育園から公衆道路を北へ 100m 行くと右手に砂利敷きの駐車場がありますが、その駐車場を東へ 50 m 進んだ北側の畑です。利用目的は、その他貸駐車場です。通山保育園行事との来園家族の駐車場確保が主な目的ということでした。 <p>周辺の状況は、北側は原野・東側は公衆道路・南側は雑種地・西側は雑種地です。排水は、砂利敷による自然透過と東側にある公衆道路の側溝を活用するとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第 2 種のその他の農地に該当します。第 2 種農地の農地転用は代替地がないときに限って許可するとなっております。付近に適切な代替地も見当たらず、今の駐車場に隣接していることから効率的な適地でありやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしくお祈りいたします。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。

会場 議長	委員 山下	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 19 番を審議いたします。番号 19 番は、令和元年 7 月総会の議案第 57 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 30 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号 20 番を審議いたします。番号 20 番は、令和 2 年 1 月総会の議案第 2 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 1 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、日程第 8、議案第 18 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 9、議案第 19 号、非農地証明願の承認についてを議題といたします。23 ページ、番号 6 番を審議いたします。現地を調査された、池袋委員の説明をお願いいたします。</p>
委員	池袋	<p>議案第 19 号番号 6 番について報告します。総会資料は 32 から 34 ページをご覧ください。調査日は 3 月 4 日 調査員は、宮脇 勇委員・神宮司委員と池袋で事務局から 2 名でした。申請人は、京都市下京区東桐院通仏光寺上る扇酒屋町〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。行政書士の〇〇さんが立会人でした。申請地は、志布志町安楽字茶屋場 3058 番 7 です。地目は畑・面積は 40 m²です。場所は、県道 499 号柿ノ木・志布志線を志布志から松山方向へ進み、中山 信商店手前を左折し市道弓場ケ尾・曲瀬線を 350m 進んだ右側に位置します。聞き取った話から、昭和 63 年に北側宅地の通路と</p>

		<p>なる公衆用道路を設けるため、分筆された土地の残地であり道路との高低差及び土地の傾斜があること、面積が狭小であることなどから農地として使用することは困難であるものです。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第19号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第10、議案第20号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。</p>
次長兼係長	高迫	<p>それでは、議案第20号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。議案書は、25ページから26ページとなっております。最初に25ページの総括表についてご説明致します。公告日は令和2年3月31日で、田が797㎡、畑が4,195㎡です。所有権を移転する者2人、所有権の移転を受ける者2人であり、売買によるものです。</p> <p>次に、26ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。</p> <p>26ページの番号2の所有権を移転する者は、志布志市有明町蓬原〇〇番〇にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町蓬原の〇〇さんで、甘藷の規模拡大を図られるそうです。設定面積は、2筆で4,195㎡の畑で、土地代金は125万8千円です。移転時期等につきましては、令和2年4月15日を予定しております。</p> <p>次に番号3の所有権を移転する者は、志布志市松山町泰野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町泰野の〇〇さんで、水稻を作付けされるそうです。設定面積は、1筆で797㎡の田で、土地代金は35万円です。移転時期につきましては、令和2年4月15日を予定しております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたしま</p>

<p>議長 山下</p>	<p>す。</p> <p>ただいま説明がございましたが、所有権の設定について、これより審議にはいります。26 ページ、番号 2 番から番号 3 番までと、25 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。それでは、農用地利用集積計画の、利用権の設定、及び、利用権の転貸について事務局で説明いたします。</p>
<p>農地係長 佐々木</p>	<p>議案第 20 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。議案書は、27 頁から 74 頁となっております。まずは、議案書 27 頁の利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は令和 2 年 3 月 31 日で、始期は令和 2 年 4 月 1 日と農地中管理事業の設定については令和 2 年 3 月 31 日になります。</p> <p>設定期間が、2 年から 30 年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。利用権の設定面積は、田が 73,755 m²、畑が 261,258 m²で、樹園地が 57,484 m²で、合計しますと 392,497 m²となり、うち更新分は 84,016 m²となっております。利用権の設定をする者の数が 94 名で、利用権の設定を受けようとする者の数が 42 名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より 52 名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、28 頁～66 頁の明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書 67 頁の総括表でご説明申し上げます。公告日は令和 2 年 3 月 31 日で、始期が令和 2 年 3 月 31 日であります。設定期間は 10 年です。地目別の内訳は、畑のみで 92,606 m²です。なお、更新分はありません。</p> <p>利用権の転貸をする者は公益財団法人鹿児島県地域振興公社の 1 名、利用権の転貸を受けようとする者は 4 名であります。</p> <p>詳細につきましては、68 頁から 74 頁の明細表をご確認ください。以上で、議案第 20 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権</p>

議長	山下	<p>の転貸について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。最初に、28 ページ、番号 1 番を審議いたします。</p> <p>番号 1 番は、限元委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、限元委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p>
会場		(限元委員 退席)
議長	山下	それでは、番号 1 番につきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。ここで限元委員の入室を許可します。
会場		(限元委員 入室)
議長	山下	次に、28 ページ、番号 2 番から、66 ページ、番号 101 番までと、27 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。68 ページ、番号 1 番から、74 ページ、番号 18 番までと、67 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。よって、日程第 10、議案第 20 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。
		次に、日程第 11、議案第 21 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。

次長兼係長 高迫

事務局の説明をお願いします。

それでは、議案第 21 号の農業経営基盤 強化促進法に基づく あっせん委員の指名について、ご説明いたします。議案書は、76 ページとなっています。76 ページ番号 7 番の申出者〇〇さんは、有明町原田〇〇番地〇にお住まいの方で、売買の申出でございます。

あっせんの土地は、有明町原田字上原 1255 番 1 樹園地 1,767 m² と 字中尾 1967 番 樹園地 5,304 m² の 2 筆です。地目は、畑となっておりますが樹園地ですので訂正をお願いします。土地の場所ですが、最初に 1255 番 1 の樹園地ですが、宇都中学校から西の方向へ 500m 行ったところにあります。次に 1967 番の樹園地ですが、先ほど説明した、1255 番 1 の樹園地から南の方向へ市道を 800m ほど行ったところにあります。現在、2 筆の樹園地は、茶畑です。 あっせん委員の指名につきましては、宮脇勇委員と原田委員でご提案いたします。

次に番号 8 番の申出者〇〇さんは、松山町新橋〇〇番地にお住まいの方で、売買の申出でございます。代理人は、〇〇さんです。 あっせんの土地は、松山町泰野字市之原 2807 番 1 畑 820 m² と 2807 番 2 畑 1,386 m² の 2 筆です。土地の場所ですが、秦野郵便局から県道塗木・大隅線を志布志方向へ約 1.9 k m 進むと県道柿ノ木・志布志線との三叉路になりますが、そこから県道柿ノ木・志布志線を志布志方向へ 140m 行ったところを左折し、さらにそこから 110m 行った左側の畑が 2807 番 2 の畑になり、そのとなりが 2807 番 1 の畑になります。現在、畑は、耕運がしてあります。 あっせん委員の指名につきましては、福岡委員と白坂委員でご提案いたします。

次に番号 9 番の申出者〇〇さんは、松山町泰野〇〇番地にお住まいの方で、売買の申出でございます。あっせんの土地は、松山町泰野 字柳木田 2511 番 1 田 1,342 m² の 1 筆です。土地の場所ですが、秦野郵便局から県道塗木・大隅線を志布志方向へ 700m 進んだところを左折して、白坂集落の方向へ 500m 進んだところを左折します。そこから 400m 程進むと下りきったところに水田地帯がありますが、そこから西の方向へ道なりに 700m すすんだ道路横左側の田になります。現在、田は、耕運がしてあります。 あっせん委員の指名につきましては、福岡委員と白坂委員でご提案いたします。

		次に番号 10 番の申出者〇〇さんは、宮崎県都城市都原町〇〇番地〇にお住まいの方で、売買の申出でございます。あっせんの土地は、松山町泰野字柳木田 2511 番 2 田 409 m ² の 1 筆です。土地の場所ですが、先ほど説明しました番号 9 番の 2511 番 1 のとなりの田になります。現在、田は、耕運がしてあります。あっせん委員の指名につきましては、福岡委員と白坂委員でご提案いたします。以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	山下	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。よって、日程第 11、議案第 21 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。
		指名された委員の方々は、よろしくお願いいたします。
		次に、日程第 12、議案第 22 号、農業委員会活動の令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題といたします。
		事務局で、説明をいたします。
次長兼係長	高迫	<p>それでは、議案第 22 号、農業委員会活動の平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ご説明申し上げます。この案件につきましては、令和元年第 5 回定例総会の議案第 49 号でご承認いただきました、31 年度の活動等の点検・評価等につきまして、ご承認いただくものでございます。本日の総会で承認いただきますと、これを市のホームページへ掲載し、市民から意見を求め、最終調整を行い、再度 5 月の定例総会へ提案するものでございます。この様式で用いる、農家数、農業者数等においては、農林業センサス及び作付面積統計調査の数値を用いるよう、国からの統一化が図られております。</p> <p>まず、78 ページは、農業委員会の状況でございます。1 の農業の概要としまして、耕地面積 6,600ha、経営耕地面積 4,260ha、遊休農地面積 232ha、農地台帳面積 7,066ha となっております。その下の、総農家数は 2,133 戸</p>

で、農業就業者数 2,307 人、認定農業者数は 500 経営となっております。

79 ページは、担い手への農地の利用集積・集約化の状況で、平成 31 年 3 月現在のこれまでの集積面積は 3,806ha、集積率 57.67%で、元年度は 20ha の集積がされたところでございます。

80 ページは、あらたに農業経営を営もうとする者の参入促進で、2 の令和元年度の目標及び実績は、2 月末で、7 経営体、140%の達成状況でございます。81 ページは遊休農地に関する措置に関する評価で、これは、委員皆様方で調査していただきました、利用状況調査の結果を、データに反映させ、精査を行いました結果、遊休農地 8 ha の解消実績でございます。

82 ページは、違反転用への適正な対応で、これも利用状況調査の結果 24ha の違反転用が実績として上がってきたところでございます。83 ページは、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検で、3 条申請の件数 121 件、農地転用に関する事務が 86 件でございます。これらは、2 月分までの実績でございます。

84 ページは、農地所有適格法人からの報告への対応についてでございますが、未提出が 11 法人あり、ただいま催告がしてあるところでございます。その下の、情報の提供等から、85 ページの事務の実施状況につきましては、お目通しをお願いいたします。

この、点検・評価は、先ほど申し上げましたように、市のホームページに掲載いたしまして、再度 5 月の総会で、承認をいただくということになっております。以上で、説明を終わります。

ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。

(会場 なし)

ご意見もないようでございますので、これで決定することにご異議ございませんか。

(会場 異議なし)

異議なしと認めます。よって、日程第 12、議案第 22 号、農業委員会活動の令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、決定しました。

次に、日程第 13 議案第 23 号、農業委員会活動の令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを、議題といたします。

議長 山下

会場 委員

議長 山下

会場 委員

議長 山下

<p>次長兼係長 高迫</p>	<p>事務局で説明をいたします。</p> <p>それでは、議案第 23 号、農業委員会活動の 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを、ご説明申し上げます。この案件につきましても、本日の総会で承認いただきますと、これを市のホームページへ掲載し、市民から意見を求め、最終調整を行い、再度 5 月の定例総会へ提案するものでございます。</p> <p>まず、87 ページは、農業委員会の状況でございます。</p> <p>1 の農家・農地等の概要ですが、農家数、農業就業者数等につきましては、元年度とおなじく、農林業センサス及び作付面積統計調査の数値を用いております。耕地面積 6,620ha、経営耕地面積 4,260ha、遊休農地面積 224ha、農地台帳面積 6,999ha となっております。88 ページは、担い手への農地の利用集積・集約化の状況で、2 年度は、20ha を目標としております。その下の、3、あらたな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、5 経営体を目標としております。</p> <p>89 ページは遊休農地に関する措置に関することとして、解消面積目標といたしまして 10ha を目標といたしたところでございます。その下の、5、違反転用への適正な対応でございますが、委員皆様方の 利用状況調査、日常活動等の中で、農地法の周知徹底、違反転用者への 適正な指導につきまして、適正な対応が求められるところでございます。</p> <p>また、先ほども申し上げましたが、この活動計画につきましても、市のホームページに掲載いたしまして、再度 5 月の総会で、承認をいただくということになっております。 以上で、説明を 終わります。ご審議方、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、これで決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 13 議案第 23 号、農業委員会活動の 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画については 決定いたしました。次に、日程第 14 議案第 24 号、非農地通知に係る対象農地の</p>

主任主査 中尾	<p>承認についてを、議題といたします。事務局で説明をいたします。</p> <p>それでは、議案第 24 号 非農地通知に係る対象農地の承認について、ご説明申し上げます。議案書は、91 ページから 113 ページでございます。</p> <p>議案書に記載されてあります、番号 1 から 451 までに記載されている農地は、毎年 7 月から 9 月にかけて、農業委員、農地利用最適化推進委員及び調査協力員の皆様に行っていただいている荒廃農地調査において、その調査結果が、平成 30 年及び令和元年のどちらも、農地としての再生利用が著しく困難と見込まれる、B 分類であった農地です。</p> <p>その内訳は、登記地目、田が 265 筆で 247,538 m²、畑が 182 筆で 205,613 m²、登記地目、原野で以前の現況地目が田、2 筆で 277 m²、登記地目、雑種地で以前の現況地目が田、1 筆で 1,009 m²、登記地目、宅地で以前の現況地目が畑、1 筆で 1,179.07 m²で、合計、451 筆、455,616.07 m²となります。また、農業振興地域内外による内訳は、農用地外農地が、440 筆で 451,347.07 m²、農業振興地域外農地が、11 筆で 4,269 m²となっております。</p> <p>本案件は、これらの農地を、農地法第 2 条第 1 項に該当しない、非農地と判断することにつきまして、承認を求めるものでございます。なお、非農地と決定された農地につきましては、非農地通知書の発送とともに、農地台帳より削除されます。以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長 山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場 委員	<p>(会場 なし)</p>
議長 山下	<p>ご意見もないようでございますので、これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場 委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長 山下	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 14 議案第 24 号、非農地通知に係る対象農地の承認については 決定いたしました。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>